

令和3年度 第4回守山市都市計画審議会の概要

- 1 開催日時 令和4年2月14日(月) 午後3時から午後5時まで
- 2 開催場所 守山市役所 3階 31会議室
- 3 出席者
委員：9名中7名
傍聴者：なし
- 4 議題
 - (1) 諮問第1号：大津湖南都市計画守山駅東口地区地区計画の決定について〔公開〕
 - (2) 諮問第2号：大津湖南都市計画用途地域の変更について〔公開〕
 - (3) 諮問第3号：大津湖南都市計画矢島町地区地区計画の決定について〔公開〕
 - (4) 協議第1号：守山市都市計画マスタープランの総点検について（素案についての意見聴取）〔公開〕
 - (5) 協議第2号：レインボーロード沿道地区計画の市案について〔非公開〕
- 5 審議結果
諮問第1号・・・原案のとおり可決
諮問第2号・・・原案のとおり可決
諮問第3号・・・原案のとおり可決。ただし以下の意見あり。
〔意見〕地区整備計画区域内に5000㎡以上となる宅地でない土地が存する場合に、非自己用住宅の建築を目的とする開発が可能な区域を明示した資料を作成し、地権者および開発事業者等に周知すること。
- 6 意見概要
 - 【諮問第1号】
とくに意見なし
 - 【諮問第2号】
 - ・守山駅西口近隣商業地域の容積率の緩和について、地元の自治会や地権者の説明会では、どのような意見が出たのか。（委員）
 - ・容積率の緩和に対して直接的な意見は出なかった。セルバの活用、駅西口ロータリーの渋滞の緩和、鉄道沿いの細い道幅について検討してほしいという意見であった。（事務局）
 - 【諮問第3号】
 - ・矢島町地区地区計画は、区域内に5000㎡以上となる宅地でない土地が存する場合は、

非自己用住宅については、20戸以上の開発からしか行えず、区域内に5000㎡以上となる宅地でない土地がなくなれば、戸数に関係なく非自己用住宅の建築ができるという内容であるが、この計画書の書き方で業者がきちんと理解できるのか。(委員)

- ・資料4の地図は5000㎡以上の宅地でない土地がわかるようになっている。これを地区計画の添付資料にすれば、業者が来た時に明確な説明ができる。(会長)
- ・5000㎡以上の宅地でない土地がわかる説明図を作成し、地区計画の添付資料にする。(事務局)

【協議第1号】

とくに意見なし